

## 人権理事会 発展の権利宣言 35 周年ハイレベル会合

2023/03/01

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は昨日午後と今日午前の会合で、発展の権利宣言 35 周年を記念するハイレベル会合を行った。国連開発計画の代表は、発展の権利は人間開発アプローチと並行するものであり、将来の世代の権利を考慮した転換と、国内人権機関の役割の重視が必要であると述べた。発展の権利作業部会議長は、作業部会は発展の権利に関する法的拘束力のある文書を起草中であり、最終文書は9月の人権理事会に提出される予定であると述べた。発展の権利専門家機構議長は、専門家機構が関与し数日前に採択された、発展の権利宣言のコメンタリーが各国政府と関係者にとって有用なツールになるよう希望すると述べた。その他の発言者は、発展は権利であり、発展プロセスの中心に人々を据えることを宣言は明らかにしており、発展の権利の主な目的は発展に参加・貢献し、恩恵を受ける個人の可能性を促進・保護することであると主張した。法的拘束力のある文書の作成への期待も表した。

## 人権理事会ハイレベルセグメント 16名の高官が発言

2023/03/01

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は引き続きハイレベルセグメントを行い、16名の高官が発言した。発言の主な内容は以下のとおり。世界はCOVID-19パンデミックの渦中から脱したが、食料不安、燃料危機、極度の貧困、経済の減速、価格高騰、気候危機等の緊急で連動する危機が脅威を倍増させている。パンデミックは若者の人権に強い影響を与えており、未来をつくる彼らに重点を置く必要がある。理事会の活動は人権義務を果たそうとする各国の支援に不可欠である。言葉を行動に移し、人権侵害と人権軽視を終わらせるべく集団的努力を続ける時である。女性・少女、先住民族、LGBTQその他の少数者の個別の状況に配慮しつつ、各国政府の共同・協調行動が必要である。また、ロシアによるウクライナ攻撃の過程で行われた全ての国際人権法・人道法違反を非難する。これらに対しては満場一致の非難と実行者の完全な責任追及が必要である。

## 人権理事会 普遍的定期的審査(UPR)に関するハイレベル・パネル

2023/03/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、UPR への参加に関する自発的基金と UPR の実施における財政的・技術的支援に関する自発的基金を討議するハイレベル・パネルディスカッションが行われた。副事務総長は、UPR は強力な特別な制度であり、評価プロセスと勧告される行動の決定・通知において統一性を確保しており、人権保護を一層進めることによって国民の生活を転換するための平等な機会を全ての国連加盟国に与えるものであると述べた。発言者は、両基金は、財源がなく技術支援が必要な国々が UPR の勧告を実施することを可能にし、世界の人権制度を強化するものであると評価した。また、UPR の勧告はインクルーシブな社会、長期の安全性と発展を構築する重要な要素であると述べた。両基金は、開発途上国を含む人権向上に不可欠の役割を果たしており、各国の一層の関与を促す点でも極めて重要であると述べた。

## 魔女・儀式的攻撃・偏見に関する調査報告書

2023/03/01

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官事務所は、人権理事会決議(47/8)に従い、魔女であるとの非難や儀式的攻撃に関わる有害な慣行の撤廃に関する調査報告書(A/HRC/52/47)を人権理事会に提出した。弁務官事務所は、こうした有害な慣行に基づく人権侵害・虐待の重大性を指摘し、脆弱な状況にある人々の人権への悪影響や、その脆弱性に影響を与える要素についても記述している。結論として、この複雑な問題の多様な側面に対する理解を深めるには、さらに包括的なデータ収集と調査を含む、一層の努力が必要であるとしている。そして、防止のための包括的な枠組みの構築等、多くの行動を勧告している。

## アルビニズムの人々に関する報告書

2023/03/01

国連人権高等弁務官事務所

アルビニズムの人々の人権享受に関する独立専門家が、人権理事会に報告書を提出し、マダガスカル公式訪問(2022年9月20～30日)の所見を報告した。独立専門家は、当局による積極的な取り組みについて述べるとともに、アルビニズムの人々に関する攻撃、彼らが抱える恐怖や不安、データ・統計の必要性を含む様々な課題を取り上げている。また、迷信や危険な考えを根絶するための地道な周知キャンペーンを行い、健康・教育・雇用の権利の促進・実現に取り組むことの重要性を強調している。そして、これらの問題に対処するための一連の勧告を行っている。

## 包括的な性教育の概要

2023/03/01

国連人権高等弁務官事務所

心身の健康の権利に関する特別報告者、性的指向・性自認に基づく暴力・差別からの保護に関する独立専門家、教育の権利に関する特別報告者、女性・少女に対する差別に関する作業部会が、2023年3月に包括的な性教育(CSE)に関する概要を公表した。これは、CSEに関する主な国際的基準を想起させ、各国政府に対し差別のないCSEの権利を確保するよう特別に求めることを目的としている。

## 薬物政策に対する人権に基づく取り組み 副高等弁務官が発言

2023/03/01

国連人権高等弁務官事務所

薬物政策に対する人権に基づく取り組みを討議する人権理事会のハイレベル・サイドイベントで、副高等弁務官が発言した。内容は以下のとおり。少なくとも 30 か国、50 地域が薬物使用を非犯罪化した。世界の収監者の 20%は薬物に関わる犯罪によるものである。薬物使用者の収監は、しばしば長期に及び、適正手続を経ずに行われている。35 か国が国際人権法に反し、薬物犯罪に死刑を適用している。“薬物のない世界”という非現実的な概念に基づく、厳しい懲罰的な薬物規制が、健康治療や危害削減サービスへのアクセスを妨げており、そのため毎年 120 万人が薬物関連で死亡している。女性・アフリカ系の人々・先住民は収監や治療でさらに差別を受けている。各国政府に対し、こうした慣行を中止し、全ての人々の規制医薬品へのアクセス確保のために具体的な措置をとるよう求める。

## 人権理事会ハイレベルセグメント 日本政府代表が発言

2023/03/02

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会ハイレベルセグメントでは、日本を含む 22 か国の高官が発言した。中谷元総理大臣補佐官の発言の主な内容は以下のとおり。ロシアによるウクライナ攻撃を断固拒否する。日本は、トルコ・シリアの人々に対し最大限の支援を行っており、緊急援助隊を派遣し、およそ 2,700 万ドルの緊急支援物資と緊急人道支援を提供した。カンボジアの人権状況に関する決議案を作成した。北朝鮮による拉致問題は時間的制約のある重大な人道問題であり、同国に対し即時解決に向けて具体的・積極的な行動を求め続けている。昨年 9 月にアジアで初めて「責任あるサプライチェーンにおける人権の尊重のためのガイドライン」を策定した。日本企業の人権デューデリジェンスの導入、開発途上国の関連制度の改善を支援するために、国連開発計画等に 1,400 万ドルを寄付した。昨年 7 月に一定規模以上の企業にジェンダーギャップの公表を求めた。法の支配に基づく国際秩序を守る決意である。

## 人権理事会 ハイレベルセグメント終了、一般セグメント開始

2023/03/02

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合で行われたハイレベルセグメントで、23 名の高官が発言した。発言者は、国際金融機関による開発途上国の食料・相応な生活等の権利保護を支援するための特別措置、気候変動・低開発・国際金融・不平等に対する人権の面からの対策、国際人権機関による開発途上国の基本的人権・開発ニーズ実現のための有意義な支援等を訴えた。続いて、一般セグメントが開始され、発言者は主に以下のように述べた。国際制度が抱える大きな問題が世界中で気候変動や紛争を含む諸問題を増大させている。機能的な人権制度が世界の安全の継続的促進のために不可欠であり、全ての国はいかなる場所の人権侵害・紛争にも立ち向かわなければならない。理事会は、将来の人権の悲劇を防止し、人権保護のための強力な場として活動しなければならない。ウクライナを含む平和と正義の回復は国際社会の共同責任である。

## 社会権規約委員会第 73 会期閉幕

2023/03/03

### 国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 73 会期が閉幕した。今会期では、カンボジア、中国、香港、マカオ、リトアニア、パナマ、ポルトガル、イエメンの報告書が審査され、それぞれに対する総括所見が採択された。委員長は、今会期は世界の圧倒的多数の人々に経済的・社会的・文化的権利享受に悪影響をもたらし続ける経済的状況の最中に開催されたと述べ、関係国に対し、総括所見の実施を適切に検討し、鼓舞され保護されるべき全ての人々を支援するよう求めた。会期中に委員会は、選択議定書と個人通報に関する活動も行い、選択議定書未批准の国々に批准するよう求め、生活費が上昇する今、経済的・社会的・文化的権利がこれまで以上に保護されなければならないとした。委員会は第 74 会期を 2023 年 9 月に開始し、アルメニア、ブラジル、チャド、フランス、カタール、パレスチナの報告書を審査する予定である。

## 障がい者権利委員会第 28 会期開幕

2023/03/06

国連人権高等弁務官事務所

障がい者権利委員会第 28 会期が開幕した。今会期ではアンゴラ、アルゼンチン、ジョージア、ペルー、トーゴ、チュニジアの報告書が審査される。開会の挨拶を行った事務総長代理は、186 か国が障がい者権利条約を批准していることは、国際社会がインクルーシブでアクセス可能な世界を確約していることの表れであること、前会期後に東ティモールが条約を批准し、また選択議定書もアルメニア・韓国・モルドバ・東ティモールの批准により締約国が 104 か国になったことに言及した。会期では、3 件の個人通報が審理される予定である。また、今会期では、4 名の新たな委員の選出、5 名の再選の結果、委員の構成は女性 11 名・男性 7 名となり、女性差別撤廃委員会に次いで女性委員が多い条約機関となった。第 28 会期は 3 月 24 日まで開催される。公開の会合はインターネット配信される (media.un.org)。

## 人種差別中止のために具体的・即時の行動を 高等弁務官の書簡

2023/03/06

### 国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官が各国に書簡を送った。内容は以下のとおり。全ての人は生まれながらに自由で平等であり、いかなる差別もなしに全ての権利と自由を享受する権利がある。これは世界人権宣言に記された確約である。しかしながら、多くの人々の日々の現実はこの確約の実現から程遠いことを示している。人種主義と人種差別は地球のあらゆる場所で人々に影響を与えている。これを止めなければならない。最近の悲劇は、注意と更なる行動への関与を掻き立てるものである。奴隷制・植民地主義の遺産に基づくものを含めて、永続的な人種差別と新たな形態の人種差別と闘い、長期にわたる人権侵害に対して補償を行うために、被害を受ける人々・コミュニティを効果的に参加させ、各国政府が具体的な措置をとるべきときである。全ての人々のための人種的正義と平等は可能である。これを実現するために活動しようではないか。

## 宗教・信念・表現の自由に関する国連人権枠組

2023/03/06

### 国連人権高等弁務官事務所

宗教・信念の自由特別報告者とジェノサイド防止担当事務総長特別顧問が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。世界中の様々な国で宗教的不寛容を示す事件が起きている。政府はこれに対して人権に対応した方法で取り組まなければならない。政治的・宗教的指導者には、不寛容とヘイトスピーチに毅然かつ即時に反対する役割がある。この問題に関する国際基準である、ラバト行動計画、人権理事会決議 16/18、イスタンブール議定書、権利に対する信条に関するベイルート宣言は、違法な煽動と道徳的に非難すべき発言を区別する基準を明らかにしている。宗教その他の少数者を標的にするヘイトスピーチが増大する中、こうした区別はかつてなく必要である。さらに、「残虐な犯罪を招く可能性のある暴力の煽動の防止に関する宗教上の指導者のための行動計画」、「ヘイトスピーチに関する国連戦略・行動計画」も煽動防止の指針であり、意見・表現の自由に従うものである。

## 人権理事会 国際女性デー記念会合

2023/03/08

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、国際女性デーを記念し、人権高等弁務官等が発言した。発言者は、女性・少女の権利の完全実現は平和と発展に不可欠であること、様々な危機や健康に関わる問題によってジェンダーに基づく差別や暴力が悪化することがあってはならないこと、具体的な変化をもたらす現実的な措置がとられる必要があることを主張した。また、国際デーには、女性の人権を主張するために世界中のフェミニストや活動家が行進・デモを行い世界的なストライキを決行するであろうと述べた。さらに、国際女性デーの端緒となった出来事から100年以上経ってもなお、女性、少女、多様な性的指向・ジェンダー自認・性的特徴をもつ人々は集結して、自身の体について決定する権利、有害なジェンダー・ステレオタイプを受けずに生活する権利、ジェンダー平等の権利を主張していると述べた。

## 人権理事会 子ども売買・性的搾取、相応な住居を討議

2023/03/08

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、子ども売買・性的搾取に関する特別報告者が発言し、自身の調査研究では、子どもの被害者への補償に関する国内・国際的枠組みの策定・実施について政府・関係者に向けて具体的勧告を行っていることを説明し、補償は被害者の有意義な救済・回復に不可欠の要素であると述べた。発言者は、政府は子どものサバイバーが正当な生活をすごせるよう回復措置を講じ、決定過程には彼らを参加させるべきであると述べた。続いて、相応な住居に関する特別報告者が発言し、全ての人々のために正当で人権に基づき、気候変動に耐性がある、カーボンニュートラルな住居に向けて迅速な措置を求め、相応な住居を実現する政府の義務には、気候事象への住居の耐性の確保や住居の炭素排出量の削減が含まれるとした。発言者は、持続可能でない住居が気候変動にもたらす影響を理解・対処し、住居の持続可能性を確保することが不可欠であると述べた。

## 人権理事会 子どもの売買・搾取に関する専門家が発言

2023/03/08

国連人権高等弁務官事務所

子どもの売買・搾取に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。子どもの搾取・暴力・虐待に関する完全・包括的な補償計画がないことが、子どもを二次被害の危険にさらしている。最も周縁化されている子どもたちが効果的な補償を受けることは難しい。非政府武装集団、企業、世界銀行融資の開発計画、国際開発金融機関等は子どもの被害者の救済に取り組む責任を果たしていない。補償プロセスは斬新・持続可能で、被害者を中心に据えエンパワーするものであって、国内・地域・国際的な強力で持続的な関与が必要である。これには子どもの有意義な参加を得た企画、経過措置の策定・実施、機関間の協力強化、子どもに優しく多分野の関連機関が携わるモデル、年齢・ジェンダー・地域の状況に敏感な補償、補償の即時実施、脆弱な地域における移動裁判所・子どもに関する機関、補償支援への情報・通信技術の活用を含めるべきである。

## 人権理事会 相当な住居に関する専門家が発言

2023/03/08

国連人権高等弁務官事務所

相当な住居の権利に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。2022年だけでも世界中で多くの気象災害が住居を完全崩壊させた。気候危機は相当な住居の権利実現に対する重大な脅威であるが、相当量の二酸化炭素を排出する住居自体にも問題がある。住居は世界の二酸化炭素排出量の少なくとも 37%を占めている。手頃で入手可能な住居を維持しつつ、建物のエネルギー効率と環境にやさしい建設に投資することが不可欠である。多くの国の住宅不足に増設で対処しても、更なる炭素放出を招くだけである。開発途上国で先進国の既存の建物を改築することもできる。先進国は既存の建設物の住居への利用・改修・転換が可能か調査すべきである。国際法上、相当な住居は7つの基準-借地・借家権の安定、サービスの利用可能性、値ごろ感、居住可能性、利用可能性、適正な立地、文化的適切性-から成ると理解されているが、持続可能性も含まれるべきである。

## 障がい者権利委員会 危険な状況・人道上の緊急事態を討議

2023/03/08

国連人権高等弁務官事務所

障がい者権利委員会は昨日と今日の会合で、危険な状況と人道上の緊急事態における障がい者に関する一般討議を行った。討議は特に、アジア太平洋・中央アジア・東欧、西欧・米大陸、アフリカ・中東の3つの地域の状況に重点が置かれた。副委員長は、これまでの各国政府の計画・対応策には障がい者が抜け落ちているが、気候変動・侵略行為・武力紛争は全ての人々に影響を与えるのであり、この問題への対処はできるはずだと述べた。また、この討議は、危険な状況と人道上の緊急事態における障がい者に関する一般的意見を作成するためであり、一般的意見の目的は、障がい者権利条約締約国が11条に従う義務を明らかにし、障がい者の人権を尊重・保護・実施する義務を締約国が遵守するためにとるべき措置を勧告することであると説明した。また、委員らは、国際女性デーは障がい者の権利に貢献した障害のある女性を祝福する機会であると述べた。

## 国際女性デー 高等弁務官が声明

2023/03/08

### 国連人権高等弁務官事務所

国際女性デーにあたり、人権高等弁務官が声明を公表した。内容は以下のとおり。今世紀で家父長制度と有害な男らしさを終わらせなければならない。女性の平等は正義・発展・平和に不可欠である。女性・少女の教育・雇用・意思決定・社会参加が阻まれると、経済・社会全体が抑制される。女性を抑圧する社会は発展せず、さらに紛争や混乱状態になる傾向がある。国民の半数を制御しその才能を抑圧する社会が繁栄することは不可能である。女性と少女は変化の積極的・強力な担い手であり、彼女らの権利の完全実現は全ての人に利益をもたらす。しかしながら現実には、女性・少女の活動はケア提供に限定され、女性の性や身体の決定権や人生の選択権が否定され、デジタル技術は彼女らにとってオンラインで悪意・憎悪に満ちた虐待をもたらすものとなっている。女性の平等は婚姻・家族・宗教制度を破壊するのではなく、文化や社会のあらゆる側面を豊かにするものである。

## 国際女性デー 移住女性のための情報通信技術 (ICT) を求める共同声明

2023/03/08

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会と女性差別撤廃委員会が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。およそ 2 億 8,000 万人の国際移住者の 47.9% が女性である。彼女らは目的国でも女性と移住者であることによる交差的差別やジェンダーに基づく暴力を受けている。各国政府は、社会的・ジェンダー不平等を深刻化させる情報格差を防止し、移住女性を差別と社会的排除から守るために、移住女性のデジタルインクルージョン戦略をとるべきである。これによって彼女らは仕事や教育等、生活の選択肢を改善することができるであろう。彼女らは通信技術によって故郷の家族と頻繁に連絡をとることで孤独にならず、情報や知識にアクセスし、インターネットで娯楽を楽しむこともできる。また、ICT は集団的な取り組みを起こすことも可能にする。電話通信アプリやデジタル・ソーシャルネットワークを効果的に利用すれば、彼女らが集団で権利の促進・保護に取り組むことも促されるであろう。

## 国際女性デー EDVAW Platform が声明

2023/03/08

国連人権高等弁務官事務所

EDVAW Platform [国連と地域の独立専門家 7 名で構成される、女性に対する差別・暴力に関する機関] が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。女性・少女の生活のあらゆる面での権利に対して増大するバックラッシュに反対する。ジェンダー平等に向けた世界的前進は減速し、法的に保護された権利の巻き返しが高まっている。こうした傾向を覆さなければジェンダー平等は 300 年後にも達成されないであろう。女性・少女は被害者であるだけでなく解決の推進者でもある。フェミニストの運動と市民社会がバックラッシュと闘い、権利に反対する全ての傾向・動きに抵抗するために、安全で支えとなる環境が作られることを求める。女性抗議者の暴力的な取り締まり、女性・少女の保護に関する特別法・措置の廃止、反対意見を阻止するためのセクシャルハラスメントやジェンダーに基づく暴力、デジタル空間での女性・少女に対する暴力等を深く憂慮する。

## 人権理事会 食糧の権利等を討議

2023/03/09

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、食糧の権利に関する特別報告者が発言し、紛争と暴力が飢餓・栄養不良・大規模な食糧不足の主な原因であること、飢餓や大規模な食糧不足は、十分な食糧がないために生じるのではなく、政治的失敗が原因であり、これに対処できるのは専ら政治的行為だけであること、パンデミックからの復興と食糧危機対策のための国際協力がなければ、いかなる国内計画も飢餓・栄養不良・大規模な食糧不足に対処できないことを指摘した。討議で発言者は、紛争が食糧不安と栄養不良の主な原因であり、食糧の権利の実現の主な障壁となっていること、紛争は食糧制度全体に悪影響をもたらし、手頃な価格での健康的な食事の入手を一層困難にしていること、2023年には約3億4,500万人が食糧不安になり、これは2020年の2倍以上であることを指摘した。また、ロシアのウクライナ侵攻が世界的食糧危機を招いているとの指摘もあった。

## 人権理事会 アルビニズムの人々、環境の権利等を討議

2023/03/09

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、アルビニズムの人々に関する独立専門家が発言し、アルビニズムに携わる人々は活動阻止に直面し、女性はセクシュアルハラスメント等を受けていること、多くの活動家は保護のための安全強化策を十分に知らされていないこと、彼らの能力開発・支援がさらに必要であることに言及した。討議で発言者は、アルビニズムの人権問題は何世紀も一般的注目を受けなかったために様々な国で偏見・差別・暴力が深刻化したこと、彼らと親族は魔術的とされ、儀式的攻撃を受け、殺害・四肢切断・レイプ・強奪・人身売買等の危険に直面し、アルビニズムに関する人権活動家も危険な状態にあることを指摘した。そして、保護と調査、不処罰の中止、活動家にとって安全な環境の必要性を訴えた。続いて環境に関する討議が行われ、発言者は、交差的差別等が女性・少女の清潔・健全・持続可能な環境の権利に悪影響を与えていると訴えた。

## 人権理事会 アルビニズムの人々に関する専門家が発言

2023/03/09

国連人権高等弁務官事務所

アルビニズムの人々の人権に関する独立専門家が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。アルビニズムの人々は障がい者と認識され、アルビニズムの問題に関する擁護活動は増えているにもかかわらず、彼らは人権に関する討議・取り組みの中で今なお十分に可視化されていない。これは、アルビニズムに対する理解不足と軽視、危険な誤解のせいであり、それゆえに人権擁護者の活動は極めて重要である。しかしながらその活動の資金不足は深刻である。国内活動計画等の策定、立法や法の執行による保護の強化、あるいは日焼け止め等の救命手段の提供だけでも大きな影響をもたらす可能性がある。報告書にはアルビニズムに関する人権擁護者のエンパワー・活動強化の成功例を挙げている。人権擁護者への支援を増やすことによって、政府や関係者が有害な慣行を効果的に撤廃することができるであろう。

## 人権理事会 人権と環境に関する専門家が発言

2023/03/09

国連人権高等弁務官事務所

人権と環境に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。気候の緊急事態、種の多様性の崩壊、蔓延する汚染はあらゆる場所のあらゆる人々に影響をもたらすが、特に女性と少女への影響は大きい。政府は、気候・環境に関する意思決定に全ての女性と少女が参加する平等な機会を確保すべきである。企業はジェンダーに敏感な人権・環境デューデリジェンスを行うべきである。各国政府に対し、家父長制・企業権力・環境不正義に立ち向かう女性・少女の安全な活動環境を確保するよう求める。各国政府は、環境に有害な活動に与えている多額の助成金を、女性・少女主導の持続可能で再生可能な活動に充て、ジェンダーの変革をもたらす気候や生物多様性に関する融資を優先すべきである。人権に基づき体系的で変革を起こす変化だけが正当で持続可能な未来を可能にし、そのとき女性・少女を含む全ての人々が安全・健全・持続可能な環境を差別なく享受できる。

## 人権理事会 子どもの権利とデジタル環境に関するパネル

2023/03/10

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、子どもの権利とデジタル環境に関するパネルディスカッションが行われた。パネリストの1人は、世界のオンライン・ユーザーの3人に1人は子どもだが、その多くはオンラインの安全な利用や個人情報の保護の仕方を知らないこと、デジタル企業は絶えず情報を追跡・保管しているが、必要以上のデータ収集は倫理に反し、子どものオンライン空間の侵害になることを指摘した。討議で発言者は、子どもの成長はデジタル環境で特徴づけられ、インターネットは子どもが教育・文化・余暇の権利に十分にアクセスするために必要であると述べた。しかし、インターネットには子どもポルノ・フェイクニュース・いじめを含む多くの脅威が存在し、簡単に大人のウェブサイトアクセスでき暴力的なビデオを見ることができると指摘し、政府に対し、子どもが危険なく新技術の恩恵を受けオンライン技術を得られる、安全な環境の提供を加速するよう求めた。

## 人権理事会 デジタル環境における子どもの権利の法的・政策的枠組

2023/03/10

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、デジタル環境における子どもの権利強化の法的・政策的枠組に関するパネルディスカッションが行われた。パネリストの1人は、子どもの権利委員会が2年前に採択した一般的意見25号は政府・企業・当局に、デジタル環境における全ての子どもの権利の尊重・保護・実現計画の方法を示していると指摘した。発言者は、国際社会は子どもがデジタル技術に有意義・平等にアクセスでき人権が実現されるよう支援する責任があること、子どもは世界のデジタル技術ユーザーの大半を占めていること、様々なデジタル・プラットフォームへの多大な関与・自己表現は、プライバシー侵害、性的搾取・虐待等、子どもの権利にとってリスクでもあること、子どものオンライン上の保護政策・法の策定・実施が遅いこと、政府は、子どもを保護する法的枠組を構築し、人権に基づく取り組みを採用すべきことに言及した。

## 人権理事会 子どもとデジタル空間に関する高等弁務官の発言

2023/03/10

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会のパネルディスカッションで人権高等弁務官が発言した。内容は以下のとおり。子どもや若者はこれまでになくオンラインで繋がっている世代である。しかし、世界の 22 億人の子どもと 25 歳以下の若者は自宅でインターネットにアクセスすることができない。アクセスには少女と少年で格差がある。インターネットへの普遍的アクセスは特典ではなく人権として強化すべき時である。急速なデジタルの進歩は、オンライン上のいじめ、危険な女性嫌悪・人種主義、個人情報の違法な利用等のリスクも高める。また、世界中で規制法・検閲・インターネット遮断が子どもの情報・表現・プライバシー・教育の権利に影響を与えている。各国政府に対し、子どもの最善の利益を確保し、政策・取り組みの中心に据え、企業の責任も追及するよう求める。技術企業は、デジタルツール・プラットフォームの企画・実施に子どもの権利の尊重を組み入れ、彼らを守らなければならない。

## 人権理事会 障がい者の権利、宗教・信念の自由を討議

2023/03/13

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、障がい者の権利に関する特別報告者が発言し、討議が行われた。討議で発言者は、多くの障がいのある子どもや若者が施設に収容され、権利侵害や虐待を受けていること、障がい者がジェンダー・年齢・民族等と交差するとき貧困の度合いと脆弱性が強まることを指摘した。一方、障がい者への支援の提供は健康状態と関連するため、障がいに関する取り組みを医療から人権に転換することは適切ではないと述べる発言者もいた。続いて宗教・信念の自由に関する特別報告者が発言し、差別・敵意・暴力の手段として宗教・信念を乱用することは止めなければならず、社会のあらゆるレベルで全ての人々はこれを非難しなければならないと訴えた。討議で発言者は、最近のコーラン焼却事件は不寛容の高まりを示すものであるとし、特別報告者に対してこうした行為の非難を求め、各国政府に対して実行者の責任追及を求めた。

## 人権理事会 障がい者の権利に関する双方向対話

2023/03/13

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、障がい者の権利に関する双方向対話が行われた。発言者は、障がい者の権利の視点を含め、家族や施設での暴力と公の政策の欠如を明らかにし、ジェンダー平等を中心に据えた発展モデルが必要であると主張した。また、全ての政府は支援・ケア制度の再考・見直しを行い、障がい者の周縁化・貧困化・排斥、暴力・搾取・虐待・孤立・施設収容を中止すべきであると述べた。さらに、COVID-19 パンデミックによって、伝統的なケアモデルの組織化に起因するジェンダー・経済の不平等が明らかになり、ジェンダーに対応した障がい者を包容する保健・社会ケア制度や、障がい者のための特別な補完的支援の必要性が高まったと指摘した。加えて、各国政府はジェンダー・インクルーシブでダイナミックな方法で伝統的なケア制度を再構築するために、断固たる行動をとらなければならないと述べた。

## 人権理事会 障がい者の権利に関する特別報告者が発言

2023/03/13

国連人権高等弁務官事務所

障がい者の権利に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。サービス・支援に関する新たな考え方を構築する必要がある。政府と社会はこれまで物質的なセーフティーネットを提供し、障がい者を社会の周縁へと規制してきた制度から脱しなければならない。サービス・支援制度の企画・実施・監視の方法を決定するのは常にその人らしさと社会的包容であるべきであり、これこそが自立の権利を含め障がい者権利条約を実現する唯一の方法である。真に権利を向上させる製品・サービスを作るために市民社会と積極的に協議・連携する際には、ビジネス分野が変化の前向きな力となりうる。前例のない世界的な生活費高騰の危機のなかで、障がい者のための人権に基づく支援制度・サービスが最優先されなければならない。今年9月のSDGsサミットは、伝統的ケアモデルを選択に基づく制度に転換させる重要な機会となる。

## 人権理事会 障がい者の権利について副高等弁務官が発言

2023/03/13

### 国連人権高等弁務官事務所

副高等弁務官が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。現在のケア制度は非効率的に企画・組織され、支援に関わる機関・選択・管理を否定する価値体系と、ケア労働の男女・家族・コミュニティ・政府間の不平等な配分に基づいている。障がい者権利条約に従ったパラダイム・シフトが必要である。支援・ケア制度は、人的支援・補助技術・移動・適切な住居等に要する費用も含めた社会的保護を保障すべきである。民間分野がほとんどの支援サービスを提供しているが、サービスの転換、人権に基づいた規制の枠組、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」への依拠が直ちに必要である。支援機関の尊重と被支援者の自律は、支援提供者(ほとんどは女性と少女である)の幸福・人権と相互関係をもつ。政府は、人権に基づき、ジェンダーに対応し障がい者を包容し、年齢に敏感な支援・ケア制度の構築に向けて具合的措置をとるべきである。

## 薬物対策の転換を求める高等弁務官の発言

2023/03/13

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官が薬物対策の転換について発言した。内容は以下のとおり。2022年のWorld Drug Reportによれば、世界ではおよそ2億8,400万人が薬物を使用し、1,100万人以上が注射薬物を使用している。違法薬物の世界市場は無制限に拡大し続け、世界中の社会に影響を与えている。多くの国で数十年にわたり行われてきた“薬物戦争”戦略は、薬物生産・流通の量と範囲の拡大の防止に失敗した。薬物犯罪は現在200万人以上いる刑務所等の収監者の収監理由の一つである。35か国では薬物関連犯罪に死刑が規定されている。そもそも、“薬物戦争”パラダイムは公衆衛生を害する。薬物使用者は逮捕や偏見を恐れて保健・健康被害軽減サービス・自発的治療プログラムにアクセスせず、これが薬物乱用による死者の多さ(2019年は120万人)の要因となっている。“薬物戦争”を中止し、証拠に基づき、人権を中心に据え、ジェンダーに敏感で生活改善につながる薬物対策を作ろうではないか。

## 人権理事会 テロ対策における人権の保護を討議

2023/03/14

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、テロ対策における人権・基本的自由の促進・保護に関する特別報告者が発言し、討議が行われた。発言者は、テロが国にもたらす破壊的影響と、経済・開発分野等の社会の前進を帳消しにする可能性を強調した。多くの発言者は、テロ・過激主義に反対する毅然たる態度を再確認し、テロを根絶し資金源を枯渇させるための国際努力を支持した。複数の発言者は、たとえ市民に対する攻撃防止を意図するとしても、新技術が誤用されると人権享受に重大な悪影響がもたらされる可能性があるかと懸念を示した。さらに、いかなる場合も国家は人権の尊重をテログループ支援の口実とすることがあってはならず、人権保護・促進の名の下でテログループに安全な場所を提供してはならないと指摘した。複数の発言者は、一方的強制措置は、対象国の国民の基本的な人権侵害を引き起こす‘経済的テロ’であるとした。

## 人権理事会 テロ対策における人権に関する特別報告者が発言

2023/03/14

国連人権高等弁務官事務所

テロ対策における人権の促進・保護に関する特別報告者が、人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。世界のテロ対策で、ドローン・生体認証装置・AI・スパイウェア等の権利侵害の危険性が高い技術の利用が激増している。テロ対策での利用を例外的に認められた監視技術がしばしば恒常的に利用されるようになり、家庭生活、移動・表現・平和的集会の自由、プライバシーの権利等の基本的権利に影響を与えている。適切な防止措置が設けられるまで、権利侵害の危険性が高い技術の使用を休止すべきである。ドローンの利用の増加、市民社会活動家・反体制派・ジャーナリストに対するスパイウェアの乱用の拡大、世界的な生体認証データの収集を懸念する。組織的人権侵害に関わる国に危険性の高い技術を無規制に移転することは中止しなければならない。当局に対し、監視技術の海外への移転に関わる企業を効果的に規制するよう求める。

## 人権理事会 拷問に関する特別報告者が発言

2023/03/14

国連人権高等弁務官事務所

拷問・虐待に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。拷問の世界的禁止の確約と現実はかけ離れている。全ての国家には国内法で拷問を処罰・捜査し、容疑者を訴追または引き渡し、罪の重大さを反映した量刑を言い渡す義務がある。拷問の十分・迅速な捜査を主に妨げているのは、制度・規制・政治・実行等であるが、少なくとも 105 の国は拷問を明白な犯罪行為としている。しかしながら、公式に報告される拷問・虐待事件は極めて少なく、多くのケースがなし崩しになったり、満足な結論が出る前に撤回されている。各国政府に対し、独立の調査機関を設立し、被害者の‘発言’、十分なエンパワー、全ての法的手続きへの積極的な参加を確保するよう求める。各国政府にはまた、相応の敬意・共感・尊厳をもって申し立てに対処し、適切なりハビリと保護措置を提供するよう求める。

## 人権理事会 プライバシーの権利に関する特別報告者が発言

2023/03/14

国連人権高等弁務官事務所

プライバシーの権利に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。私の目標は、COVID-19 パンデミック中に収集された多くの個人データに関して、目的・削除・説明責任の原則の実施指針を各国政府に示すことである。20 の国を調査したところ、個人データの収集目的・処理手続を公開する政策がとられていたが、削除や匿名化を検証する透明性のある機関を設立している国は極めて少なく、外部監査を利用する国は皆無であった。各国政府に対し、パンデミック中に収集した個人データについて次の6点を勧告したい。①目的の原則との合致の検証、②説明責任の強化、③透明性の実施、④リスク・マネジメントの積極的实施、⑤個人データの倫理にかなった利用の一般化の推進、⑥データの利用・保管・削除を市民が確認できる簡単・公的にアクセス可能な制度の実施、である。

## 2023 年国連人権賞 候補募集

2023/03/14

### 国連人権高等弁務官事務所

2023 年国連人権賞候補を現在募集している。この賞は、人権に関して優れた成果を挙げた個人・団体に与えられるもので、授賞式は今年 12 月にニューヨークの国連本部で行われる。人権高等弁官は、「今年の授賞は、世界人権宣言 75 周年を祝福し、その価値を再確認する特別な年に行われる。世界中で人権擁護者・活動家は人の尊厳・平等・正義のための推進力となっている。彼らは世界人権宣言の不断の擁護者以上の存在であり、世界人権宣言の原則を現実に変える人々であり、我々が住む世界を我々が希望するものへと変えるために日々闘っている」と述べている。この国連人権賞は 1966 年に国連総会によって設けられ、5 年ごとに授与されている。募集は 2023 年 4 月 15 日 23 時 59 分(アメリカ東部夏時間)/翌日 5 時 59 分(中央ヨーロッパ標準時)まで行われている。募集は次のサイトで受け付けている(<http://bit.ly/HRPrize2023>)。

## 人権に基づく移住に向けた訓練手引書

2023/03/14

国連人権高等弁務官事務所

「Towards a Human Rights-Based Approach to Migration: Training Guide(人権に基づく移住の取り組みに向けて-訓練手引書)」が出版された。この訓練手引書が作られた目的は、移住に関する人権の側面の理解を進め、また、人権法・基準を用いて移住を安全で全ての人々をエンパワーする経験にするための方法を示すことにある。移住に関する原則・問題の導入書であり、移住の人権に関する知識が少ない人々に向けたものである。訓練計画、活動の実例のスライドや配布物を含めた関連資料も含まれており、こうした資料はインターネットで入手可能である。

## 人権理事会 文化的権利の分野を討議

2023/03/15

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、文化的権利の分野に関する特別報告者が発言し、現在世界に少なくとも 2 億 8,000 万人いる移住者の文化的権利の保護には重大な問題が存在すると述べた。そして、移住が受け入れ国の移住者・国民双方の文化にもたらすプラスの効果について一層の理解・共有が必要であるが、移住者の文化的権利が危険な状況にさらされていると訴えた。討議で発言者は、制度的な問題が移住者の文化財に関するアクセス・活動・維持・伝承を脅かしている可能性があるとして指摘した。また、差別と闘い、文化的・宗教的多様性と文化的権利の享受の権利を確保し、人々が多様な文化的・宗教的遺産に対して祝福・貢献できる場を公平に作るために、政府が文化的権利を含む人権を尊重することが不可欠であると主張した。さらに多くの発言者は、国際社会は個人・コミュニティの積極的なメンバーである移住者の文化的権利を強化するために活動しなければならないと述べた。

## 人権理事会 人権擁護者に関する特別報告者が発言

2023/03/15

国連人権高等弁務官事務所

人権擁護者の状況に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。世界中で人権擁護者が達成した実際の成果はほとんど認識されていない。報告書で詳述しているように、彼らは、法の変更、受刑者の釈放、人道的支援の提供、腐敗の暴露等、幅広い成果を挙げている。また、計り知れない重圧を受けながら活動を続けていること自体が成果である。人権擁護者は、有力な既得権者に立ち向かい、腐敗を明らかにし、不正を拒否し、犯罪集団に挑み、政府が隠蔽したい事柄について話し、真実を語り、望ましい事を引き起こすために標的となり、しばしば災いを受けている。政府が人権擁護者を一層保護することは可能であり、そうすべきである。自国と他国での彼らの活動を公に祝福することから始めることができよう。報告書では、人権擁護者の一層の支援と成果の促進について、政府に向けた実際的な勧告も行っている。

## 人権理事会 子どものデジタル環境、子どもと武力紛争を討議

2023/03/16

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表が発言し、子どものために安全・インクルーシブでエンパワーするデジタル環境の確保が緊急に必要であると述べ、①デジタル環境において子どもが危害を受ける危険性が急速に出現・拡大していること、②持続的な未然の防止が優先課題であること、③子どもが解決策の一部であること、を強調した。討議で多くの発言者は、子どもに対する暴力に対して、包括的な子どもの権利に基づいた枠組を通じた‘子どもファースト’の取り組みが必要であると述べた。続いて、子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表が発言し、紛争の子どもへの影響の長期的保護・防止の改善に取り組んでいるが、各国政府が国際法上の義務に従い、人権を優先することが何より必要であると述べた。討議で発言者は、武力紛争による子どもの権利侵害の防止・根絶、被害を受けた子どもの再統合が最優先事項であると述べた。

## 人権理事会 COVID-19 ワクチンの問題を討議

2023/03/16

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権高等弁務官事務所の代表が弁務官の報告書を提示し、COVID-19 パンデミック発生から3年が経ち、多くのワクチンを有する国がワクチン分配の制限を解除したが、緊急事態は続いており、世界的な対応の維持が重要であると強調した。また、世界はワクチンの公平な分配に失敗したが、全ての国が2021年末までにWHOのワクチン接種目標を達成できていれば60万以上の死を防ぐことができたであろうと述べた。そして、国際的な協力とともに、人権に基礎を置くワクチン分配のための強力な法的枠組が必要であると訴えた。討議で発言者は、COVID-19によってワクチン・アクセスの制限が感染症の撲滅と再発防止に有害な結果をもたらすことが示されたこと、ワクチンに関する国内戦略は国民のニーズに基づくべきであり、全ての障壁を除去する必要があること、強靱で確固たる保健制度が世界の最優先課題でなければならないこと等を主張した。

## 国内人権機関世界連合 高等弁務官が発言

2023/03/16

### 国連人権高等弁務官事務所

国内人権機関世界連合のパリ原則 30 周年を記念する会合で、人権高等弁務官が発言した。内容は以下のとおり。国内人権機関(NHRIs)の活動の基礎を定めるパリ原則の 30 周年を祝福する。多元性・独立性・実効性が、人権の向上と、市民社会の多様な意見の反映を目指す NHRIs の努力の柱である。我が事務所は、国際人権基準実施に不可欠なパートナーである NHRIs の設立・強化を支援している。NHRIs の活動は、あらゆる場所のあらゆる人々のための人権実現に不可欠であり、我が事務所は NHRIs に法的助言・技術支援・能力構築を提供している。また、パリ原則の遵守に関して NHRIs の見直しと認定を支援し続けている。各国政府に対し、パリ原則に従った国内機関の設立措置をとり、適切な資源提供を含めて、既存の NHRIs を強化・支援するよう求める。また、NHRIs とそのメンバー・スタッフに対する報復・脅迫ケースの調査・対処も非常に重要である。

## 国内人権機関世界連合 人権理事会議長が発言

2023/03/16

国連人権高等弁務官事務所

国内人権機関世界連合のパリ原則 30 周年を記念する会合で、人権理事会議長が発言した。内容は以下のとおり。過去 30 年間でパリ原則は、国内人権機関(NHRI)の設立・運営の国際的な基準として広く認識されるものとなった。人権理事会は NHRI の活動と長期にわたる貢献を高く評価し、NHRI を世界的な人権の促進・保護における重要なパートナーと捉えている。人権理事会はこれまでに採択した複数の決議で、パリ原則に合致した NHRI の設立の重要性と、国内の人権状況の改善におけるその重要な活動を認め、また国連の関連部門に対し、NHRI の独立参加を強化するよう求めてきた。具体的には 2007 年に採択した決議 5/1 で、A ステータスの NHRI に発言権を与え、理事会の活動や会合に参加し発言することを認めた。このように NHRI は自国の人権状況について直接情報を提供し、理事会に貢献し、多様な意見・視点を提示することによって、理事会の活動を強化している。

## 人権理事会 多国籍企業と人権等を討議

2023/03/17

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、多国籍企業その他の企業の人権尊重に関する作業部会議長が発言し、作業部会は人権尊重に関して多国籍企業等の活動を国際人権法で規制するための法的拘束力のある文書を作成することを任務としており、2021年の会合では各国政府その他の関係者と作成した草案について討議を進め、昨年の第8会期では議長が各条項の説明を行ったと報告した。続いて、人権と2030アジェンダに関する対話と協力のための第5回会期間会合の議長が発言し、今年のテーマは「多重的危機の克服：経済を強化する人権を通じてのSDGsの実現」であり、特にSDGsの目標6(清潔な水と衛生)、目標11(持続可能な都市とコミュニティ)、目標17(持続可能な開発のための実施手段の強化、グローバル・パートナーシップの活性化)に重点を置いたと述べた。さらに、事務総長・人権高等弁務官・弁務官事務所の8つの報告書に関する説明等が行われた。

## 強制失踪委員会開催の予定

2023/03/17

### 国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会は3月20～31日に会期を開催し、ザンビア、アルゼンチン、ドイツ、コスタリカの報告書を審査し、昨年11月に行った12日間のイラク訪問に関する報告書を採択する予定である。ザンビア、アルゼンチン、ドイツ、コスタリカを含む強制失踪条約の締約国(現在70か国)は、10名の独立の専門家から成る委員会により、条約の実施状況について定期的な審査を受けることが求められている。委員会はすでに各国からの報告書と、NGOからのその他の提出物を受理しており、公開の対話を通じて4か国の代表と広範な問題について討議を行う。会合はジュネーブの国連欧州本部で開かれるが、資格のある報道陣に公開され、インターネット配信される(UN WebTV)。

## 人権理事会 全ての人権の促進・保護に関する一般討論

2023/03/18

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では昨日から引き続いて、全ての人権の促進・保護に関する一般討論が行われた。多くの発言者が、人権の促進・保護のための国内努力の成果と不足を挙げた。そして、世界中で人権は継続的な脅威にさらされていること、新興技術の活用のために共同努力が不可欠であることを強調した。また、広範な人権問題に関わる課題と機会として、オンライン上のプライバシーの保護、ネットいじめの根絶、気候変動防止のデジタルツール、新たな問題であるニューロテクノロジー、情報格差の公平・効果的な是正等に言及した。そして、世界人権宣言やウィーン宣言・行動計画で国際社会が確約した諸原則がこれらの新たな課題に対処するために発展しなければならないと主張した。この他、変革を起こしエンパワーする文化的権利、人権侵害の被害者が責任追及・正義を確保するための独立の調査機関の設立等、多くの問題が取り上げられた。

## 強制失踪委員会第 24 会期開幕

2023/03/20

### 国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第 24 会期が開幕した。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、強制失踪の撲滅、犠牲者の正義の確保、加害者の不処罰の根絶のための委員会の活動の重要性を強調し、委員会・作業部会・他の条約機関の共同活動を称賛し、こうした活動が移住における強制失踪に関する初の一般的意見につながっていると述べた。また前会期以降、委員会は被害者の要請に応じて新たに 36 の緊急行動をとり、これまでにとられた緊急行動は条約締約国 30 か国で生じた事案に関わる 1,576 件にのぼったことに触れ、この数字は大きいものの、世界中で起きている失踪事件の一部に過ぎないと述べた。委員会委員長は、委員会は昨年 9 月に違法な国際養子縁組に関して作業部会や条約機関との共同声明を採択したこと、移住における強制失踪に関する一般的意見草案について、世界中で被害者・市民社会・NGO との会合を行ったこと等に言及した。

## 国際人種差別撤廃デー 高等弁務官が声明

2023/03/21

### 国連人権高等弁務官事務所

国際人種差別撤廃デーに際し、人権高等弁務官が声明を公表した。内容は以下のとおり。今なおいずれの国も人種主義が存在しないと宣言できる状況になっていない。世界中で、外国人排斥や不寛容が高まり、アフリカ系の人々、民族的・種族的・言語的・宗教的少数者、先住民族、ロマ・シンティのコミュニティは偏見を受け、烙印を押され、周縁化され、生活のあらゆる分野で制度的差別に直面している。移住者や難民も中傷され攻撃を受けている。多くの場合、指導者や政治家はこうしたヘイトを是認し奨励さえしている。人種主義とあらゆる形態の差別は我々の社会構造を破壊する。人種主義は分断を植え付け、不平等・ヘイトクライム・暴力を加速させ、発展・平和・民主主義・法の支配を損ない、人の尊厳とはかけ離れたものである。政府には人種主義・人種差別と闘う国際法上の義務がある。人種差別の遺産と向き合い、補償し正義を実現する政治的意思が不可欠である。

## 国際人種差別撤廃デー 人権専門家が共同声明

2023/03/21

国連人権高等弁務官事務所

国際人種差別撤廃デーに際し、国連の人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。世界人権宣言 75 周年にあたる今年の国際デーは、より一層重要である。世界人権宣言が描く人種主義・差別のない世界で生きるという課題を、国際社会は未だ達成できていない。ダーバン宣言・行動計画や人種差別撤廃条約の完全・効果的な実施、そして人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容の根絶を目指す法の強化と有効な実施を通じて、世界的な反人種差別の課題を推進する強い政治的意思を求める。国連加盟国は、国連総会・人権理事会での建設な確約等を通じて、国連の全ての反人種主義の機関・組織とともに、人種主義・人種差別と闘うために直ちに集団的行動をとり、合意を築かなければならない。各国は今こそ、これら機関や組織による広範囲に及ぶ勧告を実施する一層の決意と確約を示し、現在と過去の問題に取り組む必要がある。

## 国連 2023 水会議に向けて 人権専門家が共同声明

2023/03/22

国連人権高等弁務官事務所

国連 2023 水会議(3月22～24日)に向けて、人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。国連は世界の水の状況とSDGsの進展を検討するために、この度初めてニューヨークで3日間の会議を開催する。SDGsの目標6(全ての人々のための清潔な水と衛生)の効果的な進展は、コミュニティとそこの人々の人権を討議の中心に置き、特に差別・周縁化・貧困・脆弱の状況に耐えている人々の意見を聞くことによってのみ起こりうる。水は人権であり、共通の財産として扱われなければならない。水を商品やビジネスチャンスとして捉えると、市場価格を支払う余裕のない人々が取り残されることになる。水の商品化はSDGsの達成を妨げ、世界の水の危機の解決努力を阻むであろう。この会議は、特に水の権利擁護者の意見を聞き共に議論する好機である。また、水への技術的アプローチを止め、先住民族・小農・地域社会のアイデア・知識・解決策を検討すべきときである。

## 2022 年の特別手続の活動に関する報告書

2023/03/22

国連人権高等弁務官事務所

2022 年に行われた活動に重点を置き、特別手続制度について概説する報告書 (A/HRC/52/70) が事務局から公表された。この報告書はまた、特別手続調整委員会の活動に関する情報や、特別報告者・独立専門家・作業部会議長で行われた第 28 回年次会合の討議の主要ポイントと結論も記載している。

## 人権理事会 理事会の留意が必要な人権状況を討議

2023/03/23

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、理事会の留意が必要な人権状況について一般討論が行われた。多くの発言者は、世界中で人権擁護者は抑圧を経験し、中には収監されている人々もあり、反テロ・サイバー犯罪法が人権擁護者や反体制活動家への嫌がらせや報復として利用されていると強調した。また、国家監視機関がデモ参加者・人権法律家・人権擁護者を沈黙させ取り締まるために利用されることも増えている問題や、理事会は全ての政府に対し、人権保護措置が整えられるまで AI や顔認証システムの売買・利用やプライバシーを侵害する全てのデータ収集等の中止を求めるべきことにも言及した。さらに、民族団結、共通の発展、国家再統一の促進が民族的少数者の人権の保護のために必要であるとの主張もあった。この他、反ユダヤ、少女・女性の教育の否定、子どもの強制婚・誘拐・人身取引の法的禁止、一方的強制措置の悪影響等の問題も取り上げられた。

## 人権理事会 少数者の問題等を討議

2023/03/23

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、少数者の問題に関する特別報告者が発言し、1992年に少数者の権利宣言が採択されたが、宣言後も少数者の人権実現と真逆のことが記録されていると指摘した。また、国連では、周縁化されているその他のグループと比べると、少数者の保護に制度的進展はほとんどみられず、国連の多くの機関が少数者問題に‘無関心’のようであり、国連内で少数者はほぼ‘取り残されている’状態にあると訴えた。そして勧告の中で、①法的拘束力のある文書の作成、②国連の少数者に関する地域フォーラムの統合、③国連内に少数者に関する常設フォーラムと自発的基金の創設を提案した。討議で発言者は、理事会と全ての国連加盟国は、強靱な社会を構築し法の支配・民主主義を守る手段として、少数者の保護の優先、ヘイトスピーチの抑制、教育の強化を最優先課題にすべきであると主張した。

## 気候変動と人権に関する専門家が声明

2023/03/23

国連人権高等弁務官事務所

気候変動における人権の促進・保護に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。今年9月の気候野心サミットに向けて、主要な二酸化炭素排出国に対し、一層野心的な確約をするよう求めたい。気候変動は人権に悪影響を与えており、気候行動に人権基準・原則を組み入れることは結果を改善し、最も影響を被っている集団・人々をエンパワーするであろう。平等、社会正義、気候正義、人権に基づく取り組み、包摂性を優先する適応・緩和行動は、一層持続可能な結果をもたらす。今年3月20日に事務総長が提示した「アクセラレーション・アジェンダ(Acceleration Agenda)」を歓迎する。これには、化石燃料の段階的廃止・正味ゼロの達成や、気候ファイナンスの規模拡大に関する勧告が含まれている。昨年国連総会に提示した私の報告書では、損失・損害への資金支援機関や、新たな基金への資金供給拡大に関する金融専門家グループの創設を提案している。

## 移住労働者権利委員会開催の予定

2023/03/23

### 国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会が3月27日～4月6日に会期を開き、モロッコ、ナイジェリア、フィリピン、エルサルバドルの審査を行う。これら4か国を含む移住労働者権利条約の締約国（現在58か国）は、条約の実施状況について、14名の独立の国際専門家から定期的な審査を受けることが求められている。委員会はすでに各国からの報告書と、国内人権機関やNGOからの文書を受理しており、4か国の政府代表と公開の対話で広範な問題を討議する。公開の対話は、ジュネーブの国連欧州本部で行われ、認定を受けた報道機関に公開され、インターネット配信される（UN Web TV）。

## 自由権規約委員会第 137 会期閉幕

2023/03/24

### 国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 137 会期が閉幕した。今会期では 6 か国の定期報告書の審査と総括所見の採択のほか、第 135・136・137 会期を扱う年次報告書の採択も行われた。年次報告書担当の委員は、2023 年 3 月現在の自由権規約、第 1 選択議定書、第 2 選択議定書の締約国はそれぞれ 173 か国、115 か国、90 か国であり、41 条(1)に基づき宣言を行った国は 50 か国であると述べた。また、この 3 会期の間に受理した個人通報は 183 件、そのうち 93 件について見解を採択し、17 件を受理不能、63 件を審理不継続、91 件を規約違反ありとし、現在審理未了は 1,189 件にのぼること、さらに、見解に関するフォローアップ報告書のガイドラインを採択したことを報告した。第 138 会期は 6 月 26 日～7 月 28 日に開催され、ブラジル、ブルンジ、コロンビア、キプロス、レソト、ソマリア、パレスチナ、ウガンダの定期報告書の審査が行われる予定である。

## 障がい者権利委員会第 28 会期閉幕

2023/03/24

国連人権高等弁務官事務所

障がい者権利委員会第 28 会期が閉幕した。今会期で委員会は、アンゴラ、ジョージア、チュニジア、アルゼンチン、ペルー、トーゴの報告書の審査を行い、それぞれに対する総括所見を採択した。また、危険な状況における障がい者に関する一般的意見 9 号草案に関する一般討議も行った。さらに、3 件の個人通報を審理し、そのうち 2 件を条約違反あり、1 件を受理不能とした。加えて、会期間に活動を行うこと、締約国との建設的対話の準備・促進のためのタスクフォースを試験的に設けること、委員会委員と障がいのある参加者への会議での利用しやすいサービスと合理的配慮の改善に向けて活動を続けること等を決定した。この他にも多くの会合を開き、国連経済社会局との会合では、理解しやすい文書に関する総会決議 A/RES/77/240 の実施について討議した。第 29 会期は 8 月 14 日～9 月 8 日開催される。

## 奴隷および大西洋間奴隷貿易犠牲者追悼国際デー

2023/03/24

国連人権高等弁務官事務所

奴隷および大西洋間奴隷貿易犠牲者追悼国際デーを前に、人権高等弁務官が声明を公表した。内容は以下のとおり。1,500万を超える人々が奴隷となる恐怖を経験し、大西洋間奴隷貿易が400年以上続いていたことを想起する。大西洋間奴隷貿易を支えたイデオロギーと危害は今なお存在している。現在人種主義に耐えている人々の多くは、過去に奴隷とされた人々の子孫である。奴隷制の歴史は、非人間的な苦悩、不正義、損失を想起させるが忌まわしいものであるが、抑圧に反抗し自由を勝ち取るための闘い、普遍的人権の実現の探究のストーリーでもある。普遍的人権は国連創立の原則であり、持続可能な発展と平和の基礎である。現在人類が直面する難題に対処するには、全ての人々の自由・完全な関与、人種主義と奴隷制の遺産との闘いが必要である。侮辱と抑圧のイデオロギーの解体、搾取と構造的不平等の遺産の撤廃、救済と是正に取り組まなければならない。

## 「水の国際行動の10年」に関する討議

2023/03/27

国連人権高等弁務官事務所

ニューヨーク国連本部で、「水の国際行動の10年：10年の目標の実施の加速」と題する相互対話が行われ、事務総長人権局次長が発言した。内容は以下のとおり。人権を水のゲームチェンジャーとすることに取り組み、そのために以下を行いたい。①国際人権機関による関連勧告の実施を加速するよう各国政府を支援する。②清潔・健全・持続可能な環境の権利の促進を通じた気候行動を支持する。③人々へのサービスと人権に関する新たな金融・経済モデルや制度を構築するよう政府を支援する。④水行動アジェンダでの確約の実施を評価・監視するための人権指標の活用を促進する。⑤国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の適用について民間分野との協働を継続する。最後に、人権擁護者と環境擁護者の役割を強調したい。市民社会スペースの保護、擁護者の効果的な参加の権利の維持、報復からの保護、救済へのアクセス等に取り組む国を引き続き指導・支援する所存である。

## ロッテルダム条約の改正採択を求める共同声明

2023/03/27

国連人権高等弁務官事務所

国連の人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。ロッテルダム条約締約国に対し、5月の第11回締約国会議で附属書VIIIを採択するよう求める。同条約は、輸入国に化学物質の受け入れや条件を決定する権限を与え、輸出国にその決定の尊重を求めるものである。附属書IIIのリストは健康や環境上の理由から禁止や厳格な制限を受ける有害な化学物質を掲載しており、附属書VIIIはこれに追加すべき有害な化学物質を挙げるものである。これまで繰り返し提案されたものの、採択されなかった。ロッテルダム条約は、情報の権利を推進し、人々・土壌・水資源の有害物質への曝露を効果的に防止するための重要な手段である。大多数の条約締約国は条約の強化を希望し努力してきたが、数カ国が有害化学物質の掲載を執拗に阻止してきた。こうした状況は、清潔・健全・持続可能な環境の権利の実現に必要な国際協力を損ねるものである。



## 人権理事会 ウィーン宣言・行動計画に関する一般討論を開始

2023/03/29

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午前の会合で、ウィーン宣言・行動計画のフォローアップ・実施に関する一般討論を開始した。発言者は、今年 30 周年を迎えるウィーン宣言・行動計画は、経済的・社会的・文化的権利や発展の権利を含む全ての人権を公平・平等に扱い、いずれも重視するなかで、人権の実現に貢献し、今なお人権の促進・保護のために重要であると述べた。そして、宣言・行動計画の採択とともに全ての国は人権の普遍性・不可分性・相互依存性・相互関連性を確認したのであると強調した。また、人権理事会は世界の人権を否定する傾向に対抗し続ける必要があり、各国政府はジェンダー自認を認める法・政策を整備・実施し、性・ジェンダーに基づく暴力・差別の防止・対処に一層努力すべきであること、ウィーン宣言・行動計画の効果的実施のために、国際社会は長期に及ぶ国際紛争・論争を解決し、関連する世界中の人権・人道危機に対処すべきであることを主張した。

## 人権理事会 国際人種差別撤廃デー記念討議

2023/03/29

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、国際人種差別撤廃デー記念討議が行われた。アフリカ系の人々に関する常設フォーラム議長は、被害者の保護に関する全ての戦略を強化し、全ての人々の権利維持のための新たな文書を作成することや、アフリカ系の人々が声を上げ制度的人種主義根絶の戦略に参加することが不可欠であると述べた。そして、人種の平等はSDGsの目標の一部であり、国際社会が人種主義撲滅に集団的に取り組まない限り達成されることはないと強調した。人種差別撤廃委員会委員長は、ほとんどの旧宗主国が制度的人種主義の存在・影響、奴隷制・植民地主義との関連を今なお認めていないと指摘し、国際社会が世界人権宣言と人種差別撤廃条約を用いて一層努力する必要があると述べた。討議で発言者は、人種主義・差別の根絶は理事会の優先課題であり、理事会は声なき人々のために発言し、人種主義・偏見・不寛容との闘いに関する討論を主導すべきであると述べた。

## 人権理事会 人種差別撤廃について高等弁務官が発言

2023/03/29

### 国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官が、人権理事会での国際人種差別撤廃デー記念討議で発言した。内容は以下のとおり。人種差別は個人と社会に危害をもたらし、平等と尊厳の価値を損ね、社会や国家の団結を弱体化し、信頼と平和を脅かす。反人種主義に向けて多くの重要な措置がとられたものの、人種主義は存在しないと宣言できる国は皆無である。今月初めに私は国連加盟国に向けた公開書簡を公表し、人種主義・人種差別の撤廃、外国人排斥の阻止、公の意思決定への人種・民族グループの効果的参加の確保、制度的人種主義・差別に対する一層の理解・対処のための細分化されたデータの活用、奴隷制・植民地主義の遺産に立ち向かうための具体的な行動の実施に関して、包括的な国内法・政策・行動計画を採択・実施するよう求めた。人種主義的・外国人排他的行為を犯罪化する人種差別撤廃条約追加議定書が起草されている。各国がこの草案を支持し採択するよう求める。

## 気候変動に関して ICJ に意見を求める総会決議

2023/03/29

### 国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官が声明を公表した。内容は以下のとおり。本日国連総会で採択された画期的な決議を歓迎する。この決議は、国際司法裁判所(ICJ)に対し、気候変動とその悪影響に関わる各国政府の法的義務に関して勧告的意見を求めるものである。勧告的意見は、脆弱な人々に対する義務や国際協力の義務等を一層明確にし、今後の政策や立法に指針を与える大きな可能性がある。これは、地球温暖化を防ぎ、気候による人権危害を阻止・是正するために必要な迅速・野心的・公平な気候行動の重要な契機となるであろう。この決議はバヌアツとをはじめ多くの国が共同提案し、太平洋地域その他の若者を含む市民社会の献身的で断固たる活動の支持を受け、本日コンセンサスで採択された。この決議はまた現在の行動が次世代以降に関与することを明確に認めている点も歓迎する。次世代以降の生活は、現在の我々が行動したことと行動しなかったことから劇的な影響を受けるのである。

## 人権理事会 ダーバン宣言・行動計画、人種主義等を討議

2023/03/30

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、ダーバン宣言・行動計画の効果的実施作業部会議長が発言し、作業部会は昨年の国連総会決議(A/RES/76/226)により、アフリカ系の人々の人権の促進・尊重に関する国連宣言の草案作成を委任されたと報告し、草案は原則を列記する前文に続き、アフリカ系の人々に対する人種主義・人種差別への具体的な対抗措置、国際人権法に従った権利を記載すると説明した。続いて、人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容に関する一般討論が行われ、多くの発言者はこの問題と闘い、あらゆる形態・地域の人種主義を根絶することを誓った。また、ダーバン宣言・行動計画は画期的な文書であり、世界中の社会を苦しめ続ける歴史的・現代的な人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容を認識し対処するものであるが、今なお不寛容・人種主義・差別・ヘイトスピーチは世界中で拡大し続けており、国内・国際レベルでの一層効果的な措置が緊急に必要であると強調した。

## 発展の権利専門家機関 会期開催の予定

2023/03/30

### 国連人権高等弁務官事務所

発展の権利専門家機関が第7会期を4月3～5日にニューヨーク国連本部で開催する。会合はインターネット配信される予定である(UN Web TV)。3日には、国連加盟国その他の関係者との一般討論が行われ、次の3つの調査報告が採択される予定である。①不平等、社会的保護、発展の権利、②国際投資法における発展の権利、③企業と非政府主体に対する責務、である。さらに、4日と5日には、2023年9月のSDGサミットと2024年の未来サミットを視野に入れ、次の5つのテーマで討議が行われる。①平和のための新たなアジェンダ、②Beyond GDP(GDPを超えて)、③国際金融構造の改革、④将来の世代、⑤若者の参加、である。発展の権利専門家機関は人権理事会の下部機関として、発展の権利に関してテーマに従って助言を行い、最良の実践を探求・特定し国連加盟国と共有し、世界中で発展の権利の実施の促進に取り組む。ニューヨークとジュネーブで年2回会期を開く。

## 強制失踪委員会第 24 会期閉幕

2023/03/31

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第 24 会期が閉幕した。今会期で委員会はコスタリカとジンバブエの状況を審査し、アルゼンチンとドイツの追加情報を検討した。また、移住における強制失踪に関する初の一般的意見、強制失踪条約と非政府主体に関する宣言を採択した。さらに、短期間の失踪に関する解釈宣言の採択に向けて、非自発的強制失踪作業部会との協力の継続を決定した。強制失踪条約の締約国は 71 か国である(3 月 24 日にフィンランドが批准)。30 か国が委員会の個人通報の受理・検討権限を認め、28 か国が国家通報の検討権限を認めている。委員会はこれまでに 46 の第 1 次報告書、8 件の追加情報を検討した。採択した総括所見で 800 以上の勧告を行い具体的措置を提示した。さらに、4 年間に 1,000 件以上の緊急行動要請を受理した。2021 年にはイラクとメキシコを訪問し、違法な国際養子縁組に関して子どもの権利委員会等との共同声明を採択した。第 25 会期は 9 月開催の予定である。